（総務課の所掌事務）

第六十九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　地方整備局の事務所のうち河川国道事務所、砂防国道事務所、復興事務所、河川事務所、砂防事務所、ダム砂防事務所、ダム工事事務所、総合開発工事事務所、導水工事事務所、国道事務所、公園事務所、営繕事務所、技術事務所、ダム統合管理事務所、広域ダム管理事務所、管理所及び道路メンテナンスセンター（以下「河川国道事務所等」という。）の事務に係る法令等の遵守に関する事務その他の河川国道事務所等の事務の運営の指導及び改善に関すること。

九　（略）

（企画部に置く課）

第七十四条　企画部に、次に掲げる課を置く。

企画課

広域計画課

技術管理課

技術調査課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

施工企画課

情報通信技術課

第七十七条　削除

（河川部に置く課等）

第八十七条　河川部に、次に掲げる課及びセンターを置く。

水政課

河川計画課

地域河川課

河川環境課（北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局を除く。）

（総務課の所掌事務）

第六十九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　地方整備局の事務所のうち河川国道事務所、砂防国道事務所、復興事務所、河川事務所、砂防事務所、ダム砂防事務所、ダム工事事務所、総合開発工事事務所、導水工事事務所、国道事務所、公園事務所、営繕事務所、技術事務所、ダム統合管理事務所、広域ダム管理事務所及び管理所（以下「河川国道事務所等」という。）の事務に係る法令等の遵守に関する事務その他の河川国道事務所等の事務の運営の指導及び改善に関すること。

九　（略）

（企画部に置く課）

第七十四条　企画部に、次に掲げる課を置く。

企画課

広域計画課

防災課

技術管理課

技術調査課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

施工企画課

情報通信技術課

（防災課の所掌事務）

第七十七条　防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　自然災害又は爆発その他の人為による異常な災害により被害を受けた国土交通省の所掌に係る公共土木施設の応急復旧（別表第五において単に「公共土木施設の応急復旧」という。）及び国土交通省の所掌に係る公共土木施設に係る被害の予防のための土木工事の計画に関する調整に関すること。

二　国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定に関すること。

三　災害対策基本法の規定による防災業務計画の策定、大規模地震対策特別措置法の規定による地震防災強化計画の策定、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定による南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策定に関する事務の総括に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四　緊急災害対策派遣隊に関する事務の総括に関すること。

（河川部に置く課等）

第八十七条　河川部に、次に掲げる課及びセンターを置く。

水政課

河川計画課

地域河川課

河川環境課（北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局を除く。）